

別表 [F E N I C S マネージド S D - W A N タイプ C (基本)]

1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、複数の甲設備間を、アクセス回線、F E N I C S ネットワークサービス用電気通信回線および F E N I C S ネットワークサービス用電気通信設備で接続することにより、甲が、専用の仮想的閉域 I P ネットワークを利用できるようにするネットワークサービスです。

F E N I C S マネージド S D - W A N タイプ C (基本)

- └──加入登録サービス
- └──初期サービス
- └──接続サービス
 - ├──光エコノミー接続サービス
 - ├──光エコノミー（24hサポート有）接続サービス
 - ├──光エコノミー接続サービス ワイヤレスバックアップ付
 - ├──光エコノミー（24hサポート有）接続サービス ワイヤレスバックアップ付
 - ├──光ネクスト接続サービス
 - ├──光ネクスト（24hサポート付）接続サービス
 - ├──光ネクスト接続サービス ワイヤレスバックアップ付
 - ├──光ネクスト（24hサポート付）接続サービス ワイヤレスバックアップ付
 - └──インターネット接続サービス
- └──設定変更サービス

3. ネットワークサービス提供の前提条件

甲は、乙が本ネットワークサービスを提供する前提条件として、自己の責任と費用負担で本ネットワークサービスを利用するために必要となる甲設備を用意し、乙所定の作業を実施するものとします。甲は本ネットワークサービスの利用期間中、乙から貸与された拠点ルータおよび移動無線機器を含む機器（以下「乙貸与機器」という）を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、本ネットワークサービスの終了時には乙貸与機器を乙指定の方法で乙に返却するものとします。なお、インターネット接続サービスを利用する場合、甲は、F E N I C S ネットワークサービス用電気通信回線と接続させるインターネット接続環境および拠点ルータを甲の責任と費用負担にて用意するものとします。

4. ネットワークサービスの内容

(1) 加入登録サービス

乙は、甲が本ネットワークサービスを利用できるように、F E N I C S ネットワークサービス用電気通信設備に対して、本ネットワークサービスの実施に必要な、甲専用の仮想的閉域ネットワークのサービス環境を設定するなど、所定の加入登録作業を実施します。

(2) 初期サービス

乙は、甲が接続サービスを利用できるように、F E N I C S ネットワークサービス用電気通信設備および F E N I C S ネットワークサービス用電気通信回線に対して、所定の準備作業を実施します。

(3) 接続サービス

乙は、甲が専用の仮想的閉域 I P ネットワークを利用するために必要となる F E N I C S ネットワークサービス用電気通信回線および F E N I C S ネットワークサービス用電気通信設備を継続的に維持管理します。また、乙は、甲が乙所定の方法で拠点ルータを監視し、その設定を変更する機能を利用可能とするために F E N I C S ネットワークサービス用電気通信設備を継続的に維持管理します。接続サービスは、次の a. から g. に記載されたサービスにより構成されており、接続サービスの各品目において提供されるネットワークサービスの内容は、それぞれ下表のとおりとします。

a. 光エコノミー接続

乙は、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社が提供する最大概ね 1 G b p s のアクセス区間を複数の利用者で共用する主に戸建住宅向けの符号伝送可能な電気通信回線（以下「光エコノミー回線」という）を継続的に提供します。

b. 光エコノミー（24hサポート）接続

乙は、光エコノミー回線を継続的に提供します。乙は、アクセス回線において乙が提供する宅内終端装置およびアクセス回線の収容ビル内装置等に発生した障害について、乙が24時間365日の受付および対応を行うものとし、本ネットワークサービスには、本別表第7項および第8項は、適用されないものとします。

c. 光ネクスト接続

乙は、東日本電信電話株式会社が提供する最大概ね 1 G b p s のアクセス区間を複数の利用者で共用する戸建住宅向けの符号伝送可能な電気通信回線「ファミリー・ハイスピードタイプ（甲設備からの伝送方向（以下「上り」という）について最大 1 0 0 M b p s、甲設備への伝送方向（以下「下り」という）について最大 1 G b p s）」または「ファミリー・ギガラインタイプ（上り下りとも最大 1 G b p s）」、もしくは西日本電信電話株式会社が提供する最大概ね 1 G b p s のアクセス区間を複数の利用者で共用する戸建住宅向けの符号伝送可能な電気通信回線「ファミリー・ハイスピードタイプ（上り最大 2 0 0 M b p s、下り最大 1 G b p s）」または「ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼（上り下りとも最大 1 G b p s）」（以下総称して「光ネクスト回線」という）を継続的に提供します。

d. 光ネクスト（24hサポート）接続

乙は、光ネクスト回線を継続的に提供します。また、乙は、アクセス回線において乙が提供する宅内終端装置およびアクセス回線の収容ビル内装置等に発生した障害について、乙が24時間365日の受付および対応を行うものとし、本ネットワークサービスには、本別表第7項および第8項は、適用されないものとします。

e. モバイルバックアップ

乙は、a. から d. の電気通信回線が利用できない場合に限り利用できる、株式会社 N T T ドコモが運営する、下り最大 7 5 M b p s まで、上り最大 2 5 M b p s までの符号伝送可能な移動体通信回線（以下「ワイヤレス回線」という）を提供します。ワイヤレス回線の提供にあたっては、ネットワークサービス用電気通信設備の安定稼働のために、本ネットワークサービスにより行われる電気通信を調査することがあるとともに、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる乙所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。また、乙は、甲が乙所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、ネットワークサービス用電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用または運営に支障を与える場合には、本ネットワークサービスの利用を制限することがあります。

f. 拠点ルータレンタル

乙は、接続サービスを利用するために必要な乙指定の拠点ルータを継続的に貸し出します。

g. インターネット接続

乙は、甲が別途用意するインターネット接続回線と、F E N I C S ネットワークサービス用電気通信回線とを、甲の拠点ルータにおいて接続します。

品 目	提 供 機 能 (○を付したものを)						
	a. 光エコノミー 接続	b. 光エコノミー 接続 (24hサポ ート付)	c. 光ネクスト 接続	d. 光ネクスト 接続 (24hサ ポート付)	e. モバイル バックアップ	f. 拠点ルー タレンタル	g. インター ネット接続
光エコノミー接続サービス	○		○			○	
光エコノミー (24hサポート) 接続サービス		○		○		○	
光エコノミー接続サービス モバイルバックアップ付	○		○		○	○	
光エコノミー (24hサポート) 接続サービス モバイルバックアップ付		○		○	○	○	
光ネクスト接続サービス			○			○	
光ネクスト (24hサポート) 接続サービス				○		○	
光ネクスト接続サービス モバイルバックアップ付			○		○	○	
光ネクスト (24hサポート) 接続サービス モバイルバックアップ付				○	○	○	
インターネット接続サービス							○

(4) 設定変更サービス

乙は、FENICSネットワークサービス用電気通信設備に対し、別途甲乙が合意した追加/変更/削除作業を実施します。

5. 提供区域

本ネットワークサービスにおけるアクセス回線の提供区域は、乙が当該ネットワークサービスの提供を受けている他の電気通信事業者またはその他アクセス回線提供者の提供区域に準ずるものとします。

6. 接続サービス提供時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの提供時間帯は、24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は接続サービスの提供を中断することができるものとします。

7. 接続サービス障害受付時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの障害受付時間帯は、24時間365日とします。ただし、アクセス回線の障害受付時間帯は、乙が当該ネットワークサービスの提供を受けている他の電気通信事業者またはその他のアクセス回線提供者の障害受付時間帯に準ずるものとします。また、アクセス回線を別途甲が準備するサービスについては、当該アクセス回線区間における障害受付は、本ネットワークサービスの対象外とします。

8. 接続サービス障害対応時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの障害対応時間帯は、24時間365日とします。ただし、アクセス回線の障害対応時間帯は、乙が当該ネットワークサービスの提供を受けている他の電気通信事業者またはその他のアクセス回線提供者の障害対応時間帯に準ずるものとします。また、アクセス回線を別途甲が準備するサービスについては、当該アクセス回線区間における障害対応は、本ネットワークサービスの対象外とします。

9. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月20日締めとし、前月21日から当月20日とします。

11. 品目一覧

本ネットワークサービスの品目は、以下のとおりとします。

品名	型名	備 考	支払種別	単位
マネージドSD-WAN タイプC 加入登録費	NS34400S		従量料金制 (一括払)	式
マネージドSD-WAN タイプC 設定変更費	NS34401S		従量料金制 (一括払)	式
マネージドSD-WAN タイプC 基本サービス 利用料	NS34400G		従量料金制 (従量払)	式
マネージドSD-WAN タイプC 光エコノミーB 初期費	NS3441BS		従量料金制 (従量払)	式
マネージドSD-WAN タイプC 光エコノミーB 利用料	NS3441BG		従量料金制 (従量払)	式
マネージドSD-WAN タイプC 光エコノミーB (24hサポート) 利用料	NS3442BG		従量料金制 (従量払)	式
マネージドSD-WAN タイプC 光エコノミーB モバイルバックアップ 初期費	NS3441MS		従量料金制 (従量払)	式
マネージドSD-WAN タイプC 光エコノミーB モバイルバックアップ 利用料	NS3441MG		従量料金制 (従量払)	式
マネージドSD-WAN タイプC 光エコノミーB (24hサポート) モバイルバックアップ 利用料	NS3442MG		従量料金制 (従量払)	式

品名	型名	備考	支払種別	単位
マネージドSD-WAN タイプC 光ネクストB 初期費	NS3443BS		従量料金制 (従量払)	式
マネージドSD-WAN タイプC 光ネクストB 利用料	NS3443BG		従量料金制 (従量払)	式
マネージドSD-WAN タイプC 光ネクストB (24hサポート) 利用料	NS3444BG		従量料金制 (従量払)	式
マネージドSD-WAN タイプC 光ネクストB モバイルバックアップ 初期費	NS3443MS		従量料金制 (従量払)	式
マネージドSD-WAN タイプC 光ネクストB モバイルバックアップ 利用料	NS3443MG		従量料金制 (従量払)	式
マネージドSD-WAN タイプC 光ネクストB (24hサポート) モバイルバックアップ 利用料	NS3444MG		従量料金制 (従量払)	式
マネージドSD-WAN タイプC インターネット接続 初期費	NS34450S		従量料金制 (従量払)	式
マネージドSD-WAN タイプC インターネット接続 利用料	NS34450G		従量料金制 (従量払)	式

[変更内容]

(2017年4月11日) 本別表を適用します。

[凡例]

本別表では、以下の略称を用いています。

略 称	名 称
IP	Internet Protocol
VPN	Virtual Private Network